

特例該当資産（一部抜粋）

特例対象資産	適用条項	取得時期	適用期間	特例割合	添付書類
内航船舶	地方税法第349条 の3第5項	—	期限なし	1 / 2	船舶原簿、登録票及 び船舶検査証書の写 し等
再生可能エネルギー発電設備 (太陽光1,000Kw未満)	地方税法附則第15条 第25項第1号	令和6年 4月1日 ～ 令和8年 3月31日	3年間	2 / 3	対象の補助等を受け て取得し、特例要件 を満たす設備である ことを証する書類の 写し
再生可能エネルギー発電設備 (太陽光1,000Kw以上)	地方税法附則第15条 第25項第3号	令和6年 4月1日 ～ 令和8年 3月31日	3年間	3 / 4	対象の補助等を受け て取得し、特例要件 を満たす設備である ことを証する書類の 写し
特定事業所内保育施設	旧地方税法附則第15 条第32項	平成29年 4月1日 ～ 令和6年 3月31日	5年間	1 / 3	企業主導型保育事業 (運営費) 助成決定 通知書の写し